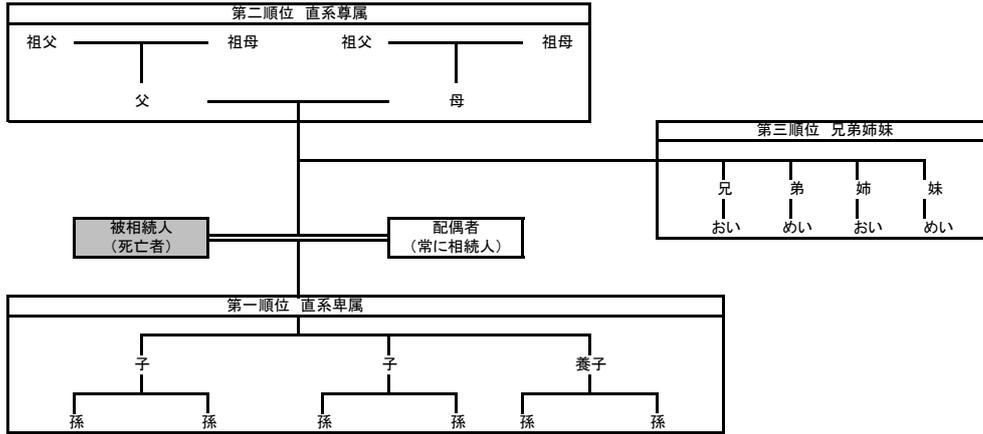


【法定相続人の順位】



【法定相続人の範囲について】

配偶者	—	配偶者は常に相続人になります。ただし、内縁関係や離婚した夫や妻は対象外です。
子	第一順位	実子、養子、嫡出子、非嫡出子(認知により相続人となる。)を問わず第一順位の相続人になります。
孫	第一順位	相続人である子が、被相続人より以前に亡くなれているときに代襲相続人になります。
父・母等直系尊属	第二順位	被相続人に子(代襲相続人含む)がないとき相続人になります。なお、父母(養親も含みます)がなくなれている場合でも祖父母が生存されていれば祖父母が相続人になります。
兄弟・姉妹	第三順位	被相続人に子(代襲相続人含む)も親(祖父母)もないとき相続人になります。
甥・姪	第三順位	相続人である兄弟・姉妹(甥・姪の親)が被相続人より以前に亡くなれているときに代襲相続人になります。

【法定相続人をご確認するための流れ】

お亡くなりになられた方(被相続人)に

